

生活困窮者 自立支援制度

あなたが
抱えている
生活の不安や
心配をお聞かせ
ください

新しいセーフティネットが、あなたを応援します！



このようなとき、お気軽にご相談ください

「生活困窮者自立支援制度」とは…

ここ数年、世の中がめまぐるしく変化して働ける人が急に仕事を失ったり、頑張っているのになかなか生活が安定しなかったり、心配ごとや困りごとを抱えながら暮らしている人が少なくありません。

こうした状況を地域のみんなで解決のお手伝いをする“生活困窮者自立支援法”が、平成27年4月1日からスタートしました。



この制度は、まず、お話しを伺うことから始まります。そして、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関や地域の人たちと連携し、サポートをしていきます。積極的に制度を利用し、生活の立て直しを図り、自立への第一歩を踏み出しましょう。

ご相談の流れ

1 困りごとをお話ください



あなたの生活での悩みごと・心配ごとをお聞かせください。ご相談の内容によって、適切な窓口におつなぎするか、個別の支援を行います。

2 一緒に目標を立てましょう



必要に応じて、困りごとの解決に向けた具体的な目標を一緒に考えていきます。

3 目標達成に向けて一緒に取り組みましょう



他の専門機関とも連携をしながら、あなたの取り組みを継続的にサポートします。



社会福祉法人 岩美町社会福祉協議会

自立した生活をめざし 次のような支援を行います

自立相談支援事業

まずは、本人に必要な支援を把握し、
本人の状況に応じたさまざまな支援につなげていきます。

包括的な相談支援

■ 包括的な支援

制度のはざまに陥らないよう、相談を幅広く受け止め、多様な相談に対応します。

■ 個別的な支援

個々の状況に応じた適切な支援を実施します。

■ 早期的な支援

生活に困窮することのないよう早い段階から支援し、課題が深刻化する前に問題解決を図ります。

■ 繙続的な支援

本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を行います。



※支援にあたっては、専門性を有する支援員（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）が相談に応じます。

住宅確保給付金の支給

就職活動を支えるための家賃費用を有期で給付します。

離職により、住宅を失った又は、そのおそれが高い方で、所得が一定水準以下の方に対して、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。



就労準備支援事業

就労に向けた準備として、基礎能力の形成からの支援を計画的かつ一貫して実施します。

「社会参加に不安がある」「人と上手くコミュニケーションがとれない」など、すぐに就労することが困難な人には、基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。



専門の支援員たちが あなたのSOSの 相談に応じます

生活に困っている人が、これ以上、状況が悪くならないように、その前の段階で、専門性を有する支援員たち（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）が相談に応じて問題点や課題を整理し、自立に向けたきめ細かい支援を行います。



窓口まで相談に来るのが難しい場合には、支援員がご自宅を訪問することもできます。ご本人が相談しづらい場合は、最初はご家族等からの相談でも構いません。



主任相談支援員

相談支援業務全般をマネジメントし、困難な事例への対応や、他の支援員への指導などを行います。

相談支援員

相談内容を整理し、課題の分析や支援計画の作成、包括的な支援を行います。必要に応じて訪問支援も行います。

就労支援員

ハローワークや協力企業などと連携して、職業紹介、職業訓練、就労支援など、就労に関する支援を行います。

生活に不安や心配ごとがある人は、
一人で悩まず、深刻化する前に、早めにご相談ください

□ 岩美町役場 福祉課 地域福祉係 ☎ 0857-73-1333

□ 岩美町社会福祉協議会 総務福祉課 ☎ 0857-72-2500

相談日時 月曜日～金曜日（休日を除く） 8:30～17:15

この自立相談支援事業は、岩美町が岩美町社会福祉協議会へ事業を委託し、実施しています。